

火災予防分野における申請書、届出書等の押印の省略及び 郵送による届出について

比企広域消防本部では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、火災予防分野における申請書、届出書等（以下「申請書類」といいます。）の押印を不要とし、郵送による届出も可能としています。

1 届出書類の押印の省略について

総務省令に定める各様式につきましては、押印を廃止とした申請書類に変更済み（ホームページに掲載中）となっております。また、その他の様式につきましても、押印を廃止とする所要の手続を順次進めております。この間、新型コロナウイルス感染防止対策として、申請書類の押印がなされていない場合であっても、受け付けを可能としております。

2 郵送による届出について

対面による手続を減らすため、郵送による申請書類を受け付けます。
対象となる届出書類及び郵送先は、[添付ファイル](#)をご確認ください。（窓口対応も同様となっております。）

※ [郵送可能な届出書類・郵送先一覧（PDF）](#)

3 郵送する際の留意事項

郵送による届出の際には、連絡先（電話番号）を必ず記入してください。
申請書類に記入漏れや添付漏れがある場合は、追加で書類を送付いただく場合がございます。必要に応じて事前に電話等によりご確認ください。

※ **申請書類の届出日（申請日）を必ず記入してから郵送してください。**

副本等の返信を希望する場合は、宛名を記入した返信用封筒に必要な料金分の切手を貼付し、同封してください。

郵送による届出は、持参する場合と比べ、不明な点をその場で確認できないため、手続に時間を要する場合がございます。特に審査に時間を要する書類の発送は余裕を持って行ってください。

4 比企広域消防本部（予防課）からのお願い

対面による事前相談、事前協議等（以下「事前相談」といいます。）につきましては、新型コロナウイルス感染リスク削減のため、時間の短縮にご協力願います。また、これに伴いまして、電話による事前相談が大変多くなっております。相談内容をメールで受け付けいたしますので、電話での対応につきましても時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

申請書類の郵送方法や事前相談などについてご不明な点は、消防本部予防課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

比企広域消防本部予防課 Tel 0493-23-2268 / Fax 0493-22-3905

Email yobo119@hiki-saitama.jp